

豊橋市販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市販路開拓支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、中小企業者が市場又は販路の開拓を図るための展示商談会、見本市等（物産展など主として即売を目的とするものは除く。以下「展示会等」という。）の出展に要する小間使用料に対して補助することにより、自立的発展を促すとともに、本市中小企業の経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者をいう。
- (4) 主たる事業 複数の事業を営む場合は、総売上（収入）高が最も高い事業をいう。

(補助対象者等)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 主として日本標準産業分類に掲げる大分類A農業・林業又はB漁業を行う者
- (2) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉱産税）を滞納している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者

(4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(5) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

(7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

4 補助金は予算で定める額の範囲内で交付するものとし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 市が別に行う補助金の交付対象となった事業は、補助事業としない。

（交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の規定による交付の申請は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、出展した展示会等の最終日から1年以内に市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書、個人にあつては個人事業の開業・廃業等届出書若しくは確定申告書の写し

(2) 経費の支払等を証明する書類の写し

(3) 展示会等開催概要

(4) 展示会等への出展状況が分かる写真等

2 第1項の規定による交付の申請は、1年度間において一の申請者につき1回を限度とする。

（交付の決定及び額の確定）

第6条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、補助金交付決定・確定通知書（様式第2）によるものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行し、同日以後に展示会等へ出展した者について適用する。

附 則（平成19年3月31日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 8 日決裁）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日決裁）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日決裁）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日決裁）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日決裁）

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

補助事業区分	補助対象経費及び要件	補助対象者	補助率及び補助限度額
通常枠	(補助対象経費) 展示会等の主催者等に支払った小間使用料 (展示会等の要件) 展示会等は、小間数が 100 以上又は総小間面積が 900 m²以上の規模を有する会場であって、愛知県外又は名古屋市内若しくは愛知県国際展示場で開催されるものであること。	市内に本店（個人については住所）を有する中小企業者で、以下の常時使用する従業員数を持つ者 (1) 主として日本標準産業分類に掲げる大分類 I 卸売業・小売業、又は L～R に分類されるサービス業を主たる事業として営む場合は、従業員数 6 人以上 (2) (1) 以外の主たる事業を営む場合は、従業員数 21 人以上	補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体から助成額を差し引いた額の 1/2 以内（千円未満の金額は切り捨てる。）で、30 万円を限度とする。
小規模企業者枠		市内に本店（個人については住所）を有する中小企業者で、以下の常時使用する従業員数を持つ者 (1) 主として日本標準産業分類に掲げる大分類 I 卸売業・小売業、L～R に分類されるサービス業を主たる事業として営む場合は、従業員数 5 人以下 (2) (1) 以外の主たる事業を営む場合は、従業員数 20 人以下	補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体から助成額を差し引いた額の 2/3 以内（千円未満の金額は切り捨てる。）で、40 万円を限度とする。

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

申請人 氏名又は団体名

及び代表者氏名

豊橋市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。また、実施した事業を次のとおり報告します。なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

補 助 年 度	年度	補 助 事 業 の 名 称	販 路 開 拓 事 業	
資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	千円	従 業 員 数	人	
業 種	製造業 ・ 建設業 ・ 卸売業/小売業 ・ 飲食業 サービス業（ ） その他（ ）			
補 助 事 業 区 分	通常枠 ・ 小規模企業者枠			
消 費 税 納 税 状 況	免税事業者・簡易課税制度適用者・一般事業者(本則課税)			
展 示 会 名				
会 場 名				
展 示 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
出 展 小 間 数	小間	担 当 者 連 絡 先	() ー 担当者名 ()	
展 示 会 総 小 間 数 (総 小 間 面 積) ※ ※ (総小間数が 99 小間以下の場合記入)	小間 約 () m ²			
出 展 に よ る 効 果	①ブース来場者人数 約 () 人 ②商談企業数 約 () 社			
出 展 小 間 料 (税 込)	円	支 払 日	年 月 日	
国 等 か ら の 助 成 金	有 ・ 無 (有の場合 助成額： 円)			

-----以下、市役所記入欄-----

補助金の額及びその算出基礎				
補助事業区分	補助対象経費	補助率	限度額	補助金交付申請額
通 常 枠	円	1 ／ 2	3 0 0 , 0 0 0 円	円
小規模企業者枠	円	2 ／ 3	4 0 0 , 0 0 0 円	円

住所又は所在地
申請人 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	豊橋市販路開拓支援事業費補助金
補 助 事 業 の 名 称		販 路 開 拓 事 業	
補 助 事 業 区 分		通常枠 ・ 小規模企業者枠	
補 助 事 業 経 費 精 算 額		円（補助対象）	
補 助 率		補助対象経費の 分の の額 $\left[\begin{array}{cc} \text{限度額} & \text{円} \end{array} \right]$	
補 助 金 の 交 付 確 定 額		円	
交 付 予 定 時 期		年 月	